

大阪経大学会会則

第1条 本会は、大阪経大学会と称する。

第2条 本会の事務所は、大阪経済大学内に置く。

第3条 本会は学術の研究、調査および普及をはかることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行なう。

- 1 雑誌『大阪経大論集』（年6回）を発行する。
- 2 研究叢書およびその他の刊行物を随時発行する。
- 3 研究会および講演会を開催する。
- 4 その他評議員会において適当と認めた事業を行なう。

第5条 本会の会員は下記のとおりとする。会員は『大阪経大論集』の配布を受け、本会が主催する事業について特別の取扱いを受ける。

正会員 本学専任の教員

特別会員 本会对し特別に貢献をなしたもの

賛助会員 本会の趣旨に賛同し協力するもののうち評議員会において適当と認めたもの

学生会員 本学の学部学生および大学院生

第6条 会員（特別会員をのぞく）は下記の会費を納めなければならない。

正会員 年額 5,000 円

賛助会員 年額 3,000 円以上

学生会員 年額 1,000 円（ただし、留年生からは学生会費を徴収しない）

第7条 本会に下記の役職を置く。

会長 1名 学長

評議員 5名 正会員中より互選する

会長代行 1名 評議員中より互選する

編集委員 2名 評議員中より互選する

庶務、会計委員 1名 評議員中より互選する

会計監査委員 2名 正会員中より互選する

研究会委員 1名 評議員中より互選する

事務員 若干名

第8条 本会役員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第10条 本会則の改廃は、正会員の議決によらなければならない。

第11条 第4条に定める事業を実施するについては、別途細則を設ける。

第12条 本会則を昭和38年6月21日より施行する。

附 則

- 1 昭和 41 年 4 月 1 日 第 4 条第 1 項改正
- 2 昭和 42 年 5 月 12 日 第 7 条改正
- 3 昭和 50 年 11 月 14 日 第 6 条改正
- 4 昭和 52 年 2 月 10 日 第 6 条改正
- 5 昭和 59 年 10 月 19 日 第 4 条第 1 項、第 5 条、第 6 条改正
- 6 平成 9 年 3 月 11 日 第 7 条、第 8 条改正 この改正は、同年 5 月 1 日より施行する。
- 7 平成 14 年 3 月 1 日 第 4 条、第 5 条を改正し、4 月 1 日より施行する。
- 8 平成 19 年 7 月 20 日 第 5 条、第 7 条、第 10 条を改正し、同日より施行する。
- 9 平成 26 年 7 月 4 日 第 5 条、第 6 条、第 8 条を改正する。なお第 5 条、第 6 条については、平成 26 年 4 月 1 日に遡って適用し、第 8 条については、平成 26 年 7 月 4 日より施行する。
- 10 令和 6（2024）年 2 月 26 日 第 7 条を改正し、令和 6（2024）年 4 月 1 日より施行する。